

第205回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和6年12月17日(火)
午前10時00分～10時50分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第205回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和6年12月17日(火) 午前10時00分～10時50分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、今泉 芳雄、馬場 早苗、内田 満夫、
岩崎 福久(代理 洲永 美秋)、安東 隆(代理 野中 泰史)、
矢野 英司、相沢 崇文、水野 喜徳、杉山 英行
- 4 欠席委員 津久井 晴美、石関 正典、金子 渡、熊川 栄
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長
建築課 藤井次長
- 6 議案

第1号議案 前橋都市計画道路(3・4・49敷島公園大師線の変更)について

第2号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第205回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第205回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思っております。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(勝見次長)

私は、群馬県都市計画課次長の勝見でございます。よろしくお願いいたします。お手元の群審報第126号をご覧ください。

まず、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に定める関係行政機関の職員として、関東地方整備局長の藤巻浩之様が退任され、新たに岩崎福久様が就任されました。また、関東農政局長の信夫隆生様が退任され、安東隆様が就任されました。

以上でございます。

(小島課長)

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思っております。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は小林委員と内田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者 2 名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(勝見次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が 2 名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただく場合がございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第 1 号議案「前橋都市計画道路（3・4・49 敷島公園大師線の変更）について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(下山次長)

それでは、第 1 号議案「前橋都市計画道路 3・4・49 号敷島公園大師線の変更について」ご説明いたします。はじめに、お手元の議案書 2 ページとあわせて、添付図面の図－1（総括図）又はスクリーンを御覧下さい。

本図は、前橋市西部の都市計画図で、紫色の線が一般国道、茶色の線が主要地方道、緑の線が一般県道を示しています。今回変更する前橋都市計画道路 3・4・49 号敷島公園大師線は、敷島公園を起点として、国道 17 号と主要地方道前橋赤城線を東西に連絡する延長約 2.9km、基本幅員 18m の幹線街路です。変更する区間を赤色で、変更しない区間を青色で示しています。

続いて、図－2（計画図）又はスクリーンを御覧下さい。

本図は、変更する区域を拡大したもので、変更前を黄色、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。今回変更する理由は、道路拡幅工事の事業化に伴い詳細に検討した結果、当初は全面的な架け替えを想定していた白川橋と八幡橋について、住民生活への影響や経済性を考慮し、既存の橋梁を活かした計画に変更するものです。

続いて、スクリーンを御覧下さい。

白川橋に係る変更理由の詳細についてご説明いたします。本図の灰色ハッチング部分は既存の道路、赤色ハッチング部分が既存道路からの拡幅を計画している部分を示しています。白川橋上流の地下には、名胡用水が通っており、当初計画どおり全面架替えの場合、橋台設置の際に名胡用水の付替えや仮橋の設置が必要となることや、周辺道路において長期間の通行止めが生じるなど、交通や周辺環境に与える影響が大きくなることが懸念されました。

そのため、既存橋梁を上り線として活かし、上流側に下り線となる橋梁を新設する上下分離拡幅方式を採用することで、名胡用水の付替えを不要とし、周辺環境への影響を最小限とする計画とするものです。

続いて、スクリーンを御覧下さい。

八幡橋に係る変更理由の詳細についてご説明いたします。本図の灰色ハッチング部分は既存の道路、赤色ハッチング部分が既存道路からの拡幅を計画している部分を示しています。白川橋と同様に、八幡橋上流側にも、名胡用水が通っており、当初計画どおり全面架替えの場合、名胡用水の付替えや上流側にある床固めの移設が必要となり、周辺環境に与える影響が懸念されました。

そのため、既存橋を活かし上下流に側道橋を設置することで、交通・周辺環境への影響を最小限に抑える計画とするものです。

続いて、図－3（標準横断図）又はスクリーンを御覧下さい。

本路線の一般部と、今回変更する白川橋、八幡橋の横断図をお示ししています。左側が変更前、右側が変更後となります。

まず、一番上段に示した一般部については、基本幅員は18.0mで変更はありません。

次に、中段に示した白川橋部は、既存橋梁を上り線として活用し、上流側に下り線を新たに整備する計画であり、上り線下り線の間を含めた幅員に変更します。

次に、下段に示した八幡橋は、既存橋梁を車道及び上り線の自転車道として活用し、下流に下り線の歩道と自転車道、上流に歩道の側道橋を整備する計画で、それぞれの橋の間も含めた幅員に変更します。

続いて、図－4又はスクリーンを御覧下さい。

最後に、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、令和6年10月4日から10月18日までの間、都市計画法第17条の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、関係市町村の意見聴取について、前橋市からは今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。慎重ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

当初架け替えをする予定だった橋梁を、既存のものを活用するという計画変更は、大きな変更内容と思うが、それには、エビデンス、つまりなぜこのような計画変更を行うのかという証拠を残す必要がある。まず、この橋梁の管理は県の所管か。

(下山次長)

県道であり、県の所管です。

(小林委員)

県の橋梁の長寿命化計画において、この橋梁がどのように位置付けられて、点検診断はいつ実施したのか。また、それから劣化予測をしていると思うが、その結果健全性はどのように位置づけられているのか。また、既存の橋梁を活かすということだが、現在の橋梁の掛け替え等の優先順位はどうか。

(下山次長)

県の管理する橋梁については、5年に1度の業者の定期点検と、日常的に職員が行う点検で、健全性を確認しております。その業者点検の中で、異常があるもの、早急に対応した方がよいもの、このまま使えるものにランク分けをして、危ないものについては適宜補修等を行っております。この橋梁につきましても、そのサイクルで定期的に点検を行って、今後使い続けることに問題はないとの判断の上で設計をしているものと考えていますが、今この時点で、ランクや細かいデータなどがどういう状況であるかということは、都市計画課でお答えすることができません。申し訳ありません。

(小林委員)

この都市計画決定を行うのはよいが、架け替えから既存の橋を活用する計画変更であり、県の長寿命化計画においてリスト化されているのかどうかということと、なぜそう変更したかということの説得材料は用意しておくべきで、後で何か言われないように、きちんと整理してほしい。

そのためには、例えば交通量の調査に対して対応できるのかということと、劣化の予測なども踏まえるなど、決定に至る証拠を用意しておく必要があるのではないか。

(下山次長)

今回の変更については、再評価委員会に諮っており、事業者側でその正当性を確認した上で、都市計画の変更をするものです証拠なども整理されているということが前提として今回付議しています。

(内田委員)

図3の参考図の変更後の内容を見ると、一般部は、自転車道の幅が2メートル、歩道が2メートルで、八幡橋も同様だが、白川橋は歩道が2.5メートル、自転車道は1メートルで、歩道の方を広く取っているようだが、この理由は、歩行者の通行が多いからか。

(下山次長)

一般部では地上部のためこの幅が取れますが、橋の部分は拡幅にも制約が出てくるため、一般部のような歩道と自転車道ともに2メートルの幅を取れないということで、車道の横に自転車専用通行帯を1メートル確保して、そこを通行していただくこととしております。白川橋を通り過ぎるとまた地上部になりますので、標準部と同じように歩道も自転車道も2メートル取る計画になっております。八幡橋は自転車道路も2メートルで幅を確保する計画になっています。

(内田委員)

最近の自転車事故の増加を考えると、自転車通行帯を狭くせずに、歩道と合わせれば自転車道もある程度の幅を取れるのではないかと思えるが、そのような意見はなかったのか。

(下山次長)

地元からの意見ということでしょうか。

(内田委員)

いえ、計画の段階で。

(下山次長)

自転車道と歩道は分離するというのが現在の流れですので、それにより橋上で最大限確保できる幅で歩車分離を図っている計画として、地元にもご説明をして、了解を得ていると、事業担当課から聞いております。

(内田委員)

例えば、自転車道の幅をもう少し広げるといような意見は県としてはなかったか。自転車道の幅が歩道の半分しかない、朝の通勤通学時間帯で自転車の通行量が増えると、かなり狭いという印象だが。

(下山次長)

自転車専用通行帯は1メートルですが、路肩も50センチございますので、通行する幅としては1.5メートルほど取れています。

(内田委員)

一般的には自転車道はこれぐらいの幅なのか。

(下山次長)

自転車通行帯を整備する際は概ねこの程度の幅となります。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、ご意見等、特にないということなので、本議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(建築課・藤井次長)

それでは、第2号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」群馬県建築課から説明させていただきます。

初めに議案書の4ページをご覧ください。

本議案は館林都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地に係る建築基準法に基づく許可に際し、許可権者の群馬県知事が、都市計画法上の支障の有無について、本審議会に付議したものでございます。

5ページをご覧ください。

施設の概要と付議根拠を記載しております。

表に示す施設概要ですが、名称は館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は工業専用地域、申請者は有限会社フロンティア、申請地は邑楽郡明和町千津井 927 ほか、敷地面積が 23,764.49 平方メートル、処理能力は、表に示すとおり産業廃棄物の種類及び処理施設ごとの計画処理能力が許可を必要とする規模となっております。

主な施設ですが、産業廃棄物中間処理施設で、表の1から4に示す4棟を新築するものでございます。

また、表の下には付議理由を記載しております。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の位置は、都市計画法上、都道府県が都市計画決定することとされておりまして、建築基準法第51条の規定により、都市計画区域、都市計画において、その敷地の位置が決定したものでなければ建築しないこととなっております。ただし、特定行政庁が、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、建築できることとなっております。

申請地は、都市計画区域内でありまして、施設の処理能力は許可が必要な処理能力を超えることから、許可権者である群馬県知事が許可するにあたりまして、本敷地の位置に係る都市計画上の支障について付議するものでございます。

なお、群馬県では、民間の産業廃棄物処理施設の新築等については、公共性や恒久性など

の観点から都市計画決定が妥当でないため、建築基準法第 51 条のただし書き許可を適用しております。

群馬県では産業廃棄物処理施設の位置について、特定行政庁としまして、お手元の参考資料の「建築基準法第 51 条ただし書き許可について」の資料の 8 ページ以降のとおり、知事が、都市計画上支障がないと認めて許可を行う際の許可基準を設けております。

それでは、これから、今回の事業の概要と、敷地の位置が都市計画上支障ないことを確認した結果につきまして説明させていただきます。お手元の議案添付図面の 5 ページ第 2 号議案の図 1 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは館林都市計画区域の都市計画図で、上が北となります。中央やや下の申請地と記載された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、明和町の東に位置する明和東部工業団地地区計画の区域内に位置しまして、西隣には東北自動車道があります。地区計画に基づきまして建築物の用途に関する制限が条例で定められておりますが、本施設の建築物の用途は条例に適合しております。

申請地は、明和町都市計画マスタープランにおいて、将来的に住居系、商業系の市街化区域の編入が予想されない場所でありまして、明和町長から、本施設の立地について都市計画上の支障がない旨の回答をいただいております。

申請地から西側約 800 メートルのところに、最寄りの学校、明和東小学校があります。申請地は群馬県の許可基準に記載の自然環境の保全を図る地域や、災害防止等の保全を図る必要のある地域等に位置しないことを確認しております。都市計画道路等の都市施設との位置関係につきましては、都市施設に影響を及ぼす位置になく適切であることを確認しております。

本施設には、関東一円や東北などから、産業廃棄物が集まってくる計画でありまして、主な搬出入経路はピンク色の線で示したとおりでございます。搬入の際は、図面中央の館林インターチェンジを起点とすると、国道 354 号を南東に進みまして、一般県道 363 号斗合田岩田岡里線を南に下り、明和東部工業団地のために整備中の町道を西側に進みまして申請地に到達することになります。

搬出入経路は、館林市、板倉町、明和町の端を通っており、繁華街や住宅街を避けております。一般県道 363 号線におきまして、一部通学路と重複していることから、申請者に確認しましたところ、自社内はもちろん、搬出業者に対しても通学の箇所や登下校時間帯を周知しまして、注意喚起を徹底するというところで回答をいただいているところでございます。

本施設の事業開始によりまして、産業廃棄物を積載したダンプ等の通行が増加することになりますが、搬入は、国道や県道といった幹線道路を経由しまして、幅員 9 メートルの町道を通り申請地に到達します。

これらのことから、搬出入経路については支障ないと判断しております。

続きましてお手元の図 2 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは付近見取り図で上が北となります。中央の赤でお示しした部分が今回の申請地でございます。先ほどと同じように排出入経路をピンク色の線で示しております。

申請地周辺の 100 メートル以内の土地利用についてですが、薄い赤色でお示しした一般廃棄物最終処分場が、申請地の東隣に立地しまして、他は紺色で示す工場等が周辺に立地

し、住宅は東北自動車道の反対側に2軒立地しております。

このため群馬県の許可基準の1つである、申請地から学校や病院、図書館、保育所等や都市公園法に基づく公園・緑地等が、概ね100メートル以上離れていること、に適合しております。

続きましてお手元の図-3またはスクリーンをご覧ください。

こちら配置図で右側が北となります。赤線で囲われた部分が申請敷地です。周辺の道路を灰色、水路を水色としております。

図の左下のピンク色の矢印が主要出入口で、整備中の幅員9メートルの町道から産業廃棄物運搬車両が出入りする計画でございます。図の上のピンク色の矢印、これが一般車両出入口で、拡幅中の幅員5.5から8メートルの町道から従業員や来客の乗用車が出入りする計画でございます。

なお、周辺道路整備は、令和7年春に完了し、供用開始される見込みとなっております。

図の右側のピンク色の矢印が緊急出入口で、水路を橋で渡りまして、町道に出入りする計画でございます。敷地内の薄い緑色は緑地でありまして、緩衝帯として敷地の周囲などに設置する計画です。

新築する建物は4棟ありまして、図の左下は、①ガラ処理棟で、図の中央は②事務所棟、図の上側は③廃プラ・木屑処理棟、図の右下は④混廃処理・管理型保管庫棟です。

建築物は、いずれの棟も鉄骨造とし、群馬県景観条例の景観形成基準に基づき、高さを15m以下に抑え、形状も奇抜なものではなく、色も周囲に馴染むように配慮した計画です。

廃棄物を搬入する車両はオレンジ色の線で示すとおり、図面中央の主出入口から入りまして、必要に応じて、車両滞留スペースで待機しまして、事務所棟前で計量、その後、処理前保管ヤードへ搬入します。帰りは、登録済みの車両はそのまま主出入口から退場し、未登録の車両は再度計量を行い退場します。

処理後の廃棄物を搬出する車両は、図面右側の処理後保管ヤードで廃棄物を積み込み、青色の破線に示すとおり、計量を行い、主出入口から退場します。

主出入口は見通しがよく、敷地内においては、搬入・搬出車両及び従業員駐車スペース等を確保する計画としており、交通安全や周辺交通に支障がない計画であると判断しております。

続きましてお手元の図-4またはスクリーンをご覧ください。

参考として、図-4から図-5では、産業廃棄物処理事業の概要をご説明いたします。

こちらは、本施設が主に取り扱う廃棄物のサンプル写真です。左側が搬入物となっております。主に建設系の混合廃棄物が搬入されます。廃棄物を屋外で保管する場合は、左下の写真のように、コンテナに入れて、シートで養生する計画です。

搬入された混合廃棄物が袋入りの場合は、袋を破り、真ん中の選別後の写真のとおり、廃プラスチック類、木くず、がれき類に選別します。その3品目について破碎を行い、右側の破碎処理後の写真のとおり細かな状態にして廃棄物の容量を減らします。その後、廃棄物又は有価物として、焼却先又はリサイクル先に搬出します。

続きまして、お手元の図-5またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、本施設内における廃棄物処理の主な作業動線図でございます。

図の右側の処理前保管ヤードに置かれた混合廃棄物について、青線で示すとおり、袋入

の混合廃棄物は、左下の①ガラ処理棟に移動して袋を破り、袋に入っていない混合廃棄物と合わせて、右下の④混廃処理・管理型保管庫棟に搬入します。

次に、混合廃棄物を、土間選別又は機械選別を行い、本施設で破碎処理しない品目は、青の破線のとおり処理後保管ヤードに移動します。破碎処理する品目は、廃プラについては黄緑色の線、木くずについては紫色の線のとおり、上の③廃プラ・木屑処理棟に移動し、破碎処理後、破線のとおり、処理後保管ヤードに移動します。

がれきについてはオレンジ色の線のとおり、①ガラ処理棟に移動し、破碎処理後、処理後保管ヤードに移動します。

なお、④の管理型保管庫は、水銀が入った蛍光灯、石綿含有建材等を一時的に保管する場所、混合廃棄物とは別に搬入・搬出されます。

以上、参考として、産業廃棄物処理事業の概要を説明させていただきました。

続きまして、お手元の図—6またはスクリーンをご覧ください。

最後になりますが、こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。

左上の枠「1 廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、明和町、消防、群馬県関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和6年9月3日付けで終了しています。

「環境・公害対策」につきましては、生活環境影響調査を行い、大気汚染防止法や、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法による環境基準を満たす計画となっており、今回の申請は、許可基準に適合することを確認しております。

また、地域住民に対しては自治会による回覧で周知を行い、近隣施設に対しては個別説明を実施しており、反対意見は出ていないことから、地域住民等に対し、適切な配慮がなされているものと判断しております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可、都市計画法の開発許可等の関係法令の手続を経て、建築工事着手は令和7年5月頃を想定しており、令和8年12月頃に竣工となる見込みです。

以上、群馬県の許可基準に基づき、本施設の敷地の位置について都市計画に支障がないか確認したところ、許可基準に適合していると考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第2号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

いくつか確認したい。まず、地区計画をかけているとのことだが、地区計画の内容は。

(建築課・藤井次長)

地区計画の概要ですが、良好な工業団地の形成に向けて定められた計画で、道路や調整池といった地区施設を位置付け、店舗や老人福祉センター等の立地を規制する用途制限、それと敷地面積の最低限度が1,000平米、そのような規制が定められております。

(小林委員)

ハザードマップでは、この地域はどうなっているか。

(建築課・藤井次長)

ハザードマップ上では、浸水想定区域となっております。

(小林委員)

今回申請地の周囲が田んぼになっているが、申請地の造成について、地盤高は周囲を含めてどうなっているか。

(建築課・藤井次長)

申請場所はもともと工場が立地していた場所ですが、計画では敷地と周辺の道路より、若干低めに地盤を設定する予定でございます。

(小林委員)

敷地内の雨水の排水計画はどうか。

(建築課・藤井次長)

敷地内の配置図でいうと事務所棟と2つ建物があって、その間あたりに貯水槽を設けまして、敷地内の水を一旦ここに貯留し、オーバーフロー分を南西側の道路側溝に流す計画でございます。

(内田委員)

建材などが持ち込まれるとの説明の中で、石綿の言及があったと思うが、もう少し詳しく説明してほしい。

(建築課・藤井次長)

石綿は、管理型保管庫に一旦保管しまして、これがいっぱいになったらそれぞれの最終処分場、あるいは中間処分場に持っていくという計画でございます。

(内田委員)

破碎を行うなどの計画はないか。

(建築課・藤井次長)

破碎は行いません。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、ご意見等、特にないということなので、本議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、報告案件がございます。

これは都市計画区域マスタープランについてということですので、事務局より説明お願いいたします。

(下山次長)

現在検討を進めております、都市計画区域マスタープランの見直しについてご報告いたします。議案書とは別にお配りしている資料でご説明します。

資料の1枚目、都市計画区域マスタープランと本県都市づくりの課題をご覧願います。また同じものをスクリーンに映しております。

まず、左上「Ⅰ 都市計画区域マスタープラン」をご覧ください。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づきまして県が定める都市づくりの基本的な方向を示す計画で、概ね5年に1度見直しを行っており、今回は令和7年に改定を行う予定です。

市町村の定める市町村マスタープランや立地適正化計画などの都市計画の方針や、市街化区域への編入や用途地域など、個別の都市計画はこの計画に即して定めることとなります。

次に、「Ⅱ 現行プランの主な成果」をご覧ください。

前回の見直し(令和2年)からこれまでの間に、区域マスタープランをもとに、市街化区域へ編入したことにより新たな産業拠点を創出したことで優良企業の新規立地や、地区計画制度による既存集落への新たな居住の誘導策を講じるなど、経済活性化や地域の活力維持に貢献しています。

右側をご覧ください。「Ⅲ 群馬県の都市づくりにおける継続課題」です。

継続する課題の土地利用と交通についてお示ししております。

土地利用についてですが、スクリーンには平成22年から令和2年の人口変化について表示しております。群馬県の図にメッシュで示しております。メッシュの高さは令和2年人口から平成22年の人口を引いた絶対値、色は人口の増減率を表しております。赤い色が濃いほど人口増加率が高く、青色が濃いほど人口減少率が高いことを示します。山が高く濃い青のメッシュの部分については、減少人数、減少率ともに高いことを示します。

全体で見ますと、高崎駅周辺など一部では駅周辺の人口が増加する地域もありますが、その他の地域ですと、駅周辺の市街化区域であっても人口減少が著しい地区が見られます。また、土地利用規制の緩い郊外部へ人口が流出するなどで、無秩序な宅地化が進行する地域も多く見られます。

また、交通においては、ご存じのとおり本県は自動車に過度に依存した生活構造となっており、公共交通の利用者も減少しております。

下の右側の図に示しますように、公共交通が利用しやすい沿線地域の外に、一定規模の人口密度がある地域が点在しておりまして、今後、誰もが移動手段を選択できる社会を目指して、土地利用と交通がしっかり連携して、都市づくりを行う必要があると考えております。

2枚目をご覧ください。今回の改定のポイントを示しております。

上の囲いです。

今回の改定のポイントは、1点目として、まちのまとまりの明確化と新たな産業づくりのために、引き続き現在の土地利用の方針を継続することとしております。

2点目として、都市づくりの新たな潮流における防災減災面などを踏まえた改定を行うこととしております。

具体的な内容は、左上「Ⅳ 都市づくりの新たな潮流」をご覧ください。

前回の区域マスタープラン改定後の各上位計画の概要となります。

コロナ禍を契機として、ライフスタイルが変化したことによりまして、これら上位計画においては、デジタル技術のさらなる活用や、人口が多い少ないだけでなく、県民幸福度の観点からの位置付けがされているところです。

「Ⅴ 改定マスタープラン(案)の内容」をご覧ください。左下の改定する区域マスタープランの概要についてご説明します。

「1. 都市づくりの目標」ですが、これまで本県では都市づくりの目標を「ぐんまらしい持続可能なまち、～ぐんまのまちの個性を生かしながらまちのまとまりをつくり出します～」として、人口減少と少子高齢化が同時に進行する中でも、多様な移動手段を選択できることや、誰もが生活に必要なサービスを持続的に受けられることを目指して参りました。

今回の改定では、先ほどご説明した新たな潮流を踏まえまして、これまでの目指すまちの方針は堅持しつつ、さらにこれまでの公共交通や道路網のリアルに加え、デジタルのネットワークでまちのまとまりをつなぐことにより、これまで以上にまちのまとまりの拠点性を高め、未来に繋がる魅力的なまちを目指して、都市づくりの目標を「未来に繋がる魅力的なまち～ぐんまのまちの個性を生かしてまちのまとまりをつくり、デジタルとリアルネットワークでつながります～」としております。

この都市づくりの目標をもとに、土地利用や交通、都市防災など5つの分野ごとの目指す将来像として、それぞれ多様な暮らし方や働き方が可能な生活利便性の高い社会、多様な移動手段が選択できる社会、安全な生活と安定した経済活動が可能な社会などとしております。

続きまして「2. 区域区分(線引き)の方針」についてです。

区域区分の方針については、現在、現計画の方針を継続することとしております。

今、すでに線引きされている都市計画区域については、引き続き区域区分を維持し、都市が拡散傾向にある非線引き都市計画区域については、今回の目標年次であります令和12年までに、区域区分か、その代替となる適正な土地利用規制を求めるというものです。

「3. 主要な都市計画の決定の方針」については、まちのまとまりを維持するための住宅地の方針、郊外における新たな商業地の拡大を原則抑制する商業地の方針、公共交通の利便性が高く業務機能がすでに集積している拠点へ配置する業務地の方針、交通利便性が高い幹線道路沿線に配置する産業地の方針を継続することとしています。

また、新たに防災減災の方針として、居住や都市機能を誘導する地域で災害に強いまちづくりを進めるため、立地適正化計画、防災指針の策定を推進することを新たに記載しております。

続きまして、右上の「Ⅵ 今後のスケジュール」をご説明します。

今年度中にパブリックコメントを行う予定としておりまして、令和7年度からは、国事前協議、都市計画法17条の縦覧、都計審、大臣同意を行って、令和7年中の都市計画決定告示を予定しております。

説明は以上となります。

(小磯会長)

今の報告事項になりますけれども、委員の皆様からご質問やご意見があればお願いいたします。

特に報告なのでよろしいですかね。

それでは、本日の審議は終了いたします。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第の3 その他ですけれども、事務局から何かございますか。

(小島課長)

事務局から報告いたします。

次回、第206回の審議会の開催についてですが、第1回定例県議会後の令和7年3月下旬頃の開催を予定しております。具体的には、会長にご相談のうえ期日を決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(小磯会長)

次回の期日につきまして、今ご説明がございました。

そのようなことで扱わせていただくということよろしいでしょうか。

(特になし)

(小磯会長)

はい、ありがとうございます。

それでは特にないようですので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10:50)